

令和4年度
民間保育所等工事検査業務委託仕様書

横浜市こども青少年局

令和4年3月

目 次

第1章 総則	- 1 -
1 委託名	- 1 -
2 委託概要	- 1 -
3 業務概要	- 1 -
4 業務単位	- 1 -
5 検査対象	- 1 -
6 履行期間	- 1 -
7 業務の留意点	- 2 -
8 横浜市連絡先	- 2 -
第2章 関係規程	- 2 -
1 関係法令	- 2 -
2 保育所等の整備に関する関係要綱	- 2 -
3 その他関係要綱等	- 3 -
第3章 実施設計審査業務	- 3 -
1 実施設計審査の検査書類	- 3 -
2 審査手順及び期間	- 3 -
3 実施設計審査の視点	- 4 -
第4章 工事完了検査業務	- 5 -
1 完了検査の検査書類	- 5 -
2 検査の種類と各検査の内容	- 5 -
3 検査手順	- 5 -
4 検査の視点	- 6 -
第5章 様式集	- 7 -
(様式1－1)	- 7 -
(様式1－2)	- 8 -
(様式2－1)	- 9 -
(様式2－2)	- 10 -

第1章 総則

1 委託名

令和4年度 民間保育所等工事検査業務委託

2 委託概要

本業務委託は、補助金の適正な執行のため、認可保育所等運営事業者（以下「事業者」という。）が保育所等を整備するに当たり、適正な設計が行われているか否かを審査し、適正となるよう必要な指導を行い、かつ、現地調査により当初計画に従った整備が進行したか否かを検査し、適正となるよう必要な指導を行うものである。

3 業務概要

（1）実施設計審査業務

保育所等の整備計画が関係規程に照らして、適正な設計や工事積算となっているか否かを審査し、適正となるよう必要な指導を行う。

（2）工事完了検査業務

目的物と設計図書との照合及び変更箇所の照合を行い、目的物が関係規程に照らして適正となっているか及び設計図書と相違点がなく、適正に完成しているかを審査し、適正となるよう必要な指導を行う。

4 業務単位

一申請に対して各一業務とする。ただし、第3章2（7）但し書き記載の場合において再度申請があった場合等、一申請に対して複数回の審査業務・検査業務を行い役務の提供があったと認められる場合については二業務以上の単位とする。

5 検査対象

横浜市こども青少年局監査課（以下「契約担当課」という。）が審査依頼書（様式1－1）及び検査依頼書（様式1－2）で指定した施設（保育所若しくは地域型保育事業）

- （1）保育所 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
- （2）小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に定める事業
- （3）家庭的保育事業 児童福祉法第6条の3第9項に定める事業

6 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

7 業務の留意点

(1) 担当者の配置について

児童福祉施設における建設等整備工事に関する実施設計審査及び完了検査業務の従事経験を有する職員を配置すること。

なお、状況によって、担当者の経験を確認させていただく場合があります。

(2) 業務の遂行に当たっては、本仕様書を参考とし、こども青少年局こども施設整備課（以下「業務担当課」という。）の指示に基づき、十分に協議を行ったうえで進めること。

(3) 本仕様書に定めがない事項及び作業の実施にあたって疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議してこれを定めること。

(4) 業務状況については、定期的に委託者の指定する連絡先へ報告すること。

(5) 業務の打ち合わせは業務担当課において行うほか、業務調整に関する打ち合わせは本市関係部署で行うことがあるので対応すること。

(6) 本市関係部署との業務調整は、迅速かつ円滑に行い柔軟に対応すること。

(7) 本業務で知りえた内容を外部へ漏らさないこと。

(8) 本業務の実施にあたり、受託者は業務の遂行に支障がないよう建築・機械・電気設備等に必要な知識・能力等を持つ職員を配置すること。

(9) 受託者は、この契約による事務を遂行するにあたっては、別記「委託契約約款」、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8 横浜市連絡先

(1) 契約担当課 こども青少年局監査課 045-671-4193

(2) 業務担当課 こども青少年局こども施設整備課 045-671-4146

第2章 関係規程

1 関係法令

(1) 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

(2) 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）

(3) 消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）

(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号）

(5) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月 28 日条例第 60 号）

(6) 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月 25 日条例第 47 号）

(7) 横浜市福祉のまちづくり条例（平成 24 年 12 月 28 日 条例第 90 号）

2 保育所等の整備に関する関係要綱

(1) 横浜市民間保育所建設費等補助金交付要綱（平成 13 年 9 月 14 日福保推第 379 号）

- (2) 横浜市民間保育所内装整備費補助金交付要綱（平成 15 年 10 月 24 日福子施第 209 号）
- (3) 横浜市認定こども園整備事業補助金交付要綱（平成 18 年 9 月 25 日こ保計第 293 号）
- (4) 横浜市横浜保育室認可保育所移行支援事業補助金要綱（平成 25 年 4 月 25 日こ保整第 77 号）
- (5) 横浜市小規模保育事業整備補助金交付要綱（平成 26 年 7 月 31 日こ保整第 650 号）
- (6) 横浜市家庭的保育事業設備助成金交付要綱（平成 27 年 9 月 17 日ここ施第 808 号）
- (7) 横浜市民間保育所設置認可等要綱（平成 18 年 1 月 24 日福子施第 248 号）
- (8) 横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱（平成 27 年 3 月 26 日こ保整第 1465 号）

3 その他関係要綱等

- (1) 民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱（平成 24 年 3 月 22 日こ監第 341 号）
- (2) 契約の手引き（令和 3 年 2 月 こども青少年局監査課）
- (3) 施設整備監査の手引き（令和 3 年 2 月 健康福祉局監査課）
- (4) 横浜市民間保育所 建物・設備基準の一部緩和について（参考）
- (5) 横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン（平成 17 年 12 月 20 日）
- (6) こども施設整備に伴う揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定について（平成 27 年度版 こども施設整備課）
- (7) その他、業務担当課が個別具体的に示す内規

第 3 章 実施設計審査業務

1 実施設計審査の検査書類

「施設整備監査の手引き」第 2 章実施設計審査 「1 提出資料」

2 審査手順及び期間

- (1) 受託者は、契約担当課より審査依頼書（様式 1-1）を收受する。
- (2) 受託者は、審査依頼書（様式 1-1）の收受後速やかに、事業者とヒアリングの日程（書類持込日、審査結果伝達日（1 回目）、（2 回目））及び会場確保について調整する。これに先立ち、事業者に対する全体での事前説明会の開催等、円滑な審査業務遂行のために必要な措置を行うこと。
事前説明会会場は、横浜市内とし、受託者が確保する。ただし、受託者が望む場合には委託者の会議室等において実施することもできる。

ヒアリングの日程が決定したら、実施設計に係るヒアリングの日程、担当者、担当者連絡先等の必要事項を速やかに委託者に連絡する。実施設計審査に係る書類持込、審査結果の伝達、指摘事項の是正確認等は、事業者と原則対面で実施する。指摘事項があった場合は、事業者に伝達後速やかに委託者に連絡する。

ヒアリングを行う会場は、横浜市内とし、受託者が確保する。ただし、第一回目のヒアリング等、市職員の立ち合いが必要なヒアリングについては委託者の会議室等において実施することができる。

(3) 事業者より検査書類を收受する。

対面でヒアリング等を実施する際は、事業者の設計担当の氏名、所属の確認のため「出席者名簿」の記入を依頼する。

設計担当者から実施設計の内容について説明を受ける。その場では正が指示できる場合は、是正を指示する。

(4) 書類収受後、検査書類の内容を審査する。書類持込日の2週間以内を標準として、審査結果を事業者に伝達する。是正が必要な場合は、受託者より事業者へ指摘事項を説明し、訂正を依頼する。また、指摘事項の有無やその内容については、速やかに委託者にも連絡する。是正が必要ない場合は(7)へ。

(5)(4)の概ね1週間後に、指摘事項の訂正内容を確認する。さらには正が必要な場合は、受託者より事業者へ指摘事項を説明し、訂正を依頼する。また、指摘事項の有無やその内容については、速やかに委託者にも連絡する。是正が必要ない場合は(7)へ。

(6) 指摘事項の訂正が完了するまで、(5)を繰り返し実施する。

(7) 全ての指摘事項のは正が確認できた場合、審査の終了とする。ただし、全ての指摘事項のは正が社会通念に従い著しく困難であると認められる場合においても、市と協議の上、審査業務を終了する。

(参考) 昨年度の一申請あたりの申請事業者に対する指摘件数 185 項目（平均値）

(8) 審査結果の適否等必要事項を記載した審査結果通知書（様式2-1）を審査後速やかに委託者へ提出する。

(9) 審査に係る書類の内容等について、事業者からの問い合わせは受託者が対応する。

3 実施設計審査の視点

検査項目は次のとおりとする。

(1) 検査書類が、本仕様書第2章関係規程及び「施設整備監査の手引き」第2章実施設計審査「3留意点」、「4確認項目」に照らして適正な内容となっているか。特に、工事積算に関わる単価については、第5章資料編「2工事積算に関わる単価の作成等について」に適合しているか。

(2) 関係法令に適合した計画となっているか。建築確認済証、福祉のまちづくり協議終了通知書等はあるか。

(3) 施設が保育所設備基準・地域型保育事業設置基準等必要な基準を満たしているか。（本仕様書第2章関係規程「1関係法令」参照）

(4) 危険な箇所は無いか。

(5) 使用材料、工法、設備機器に著しく不適切な点はないか。

(6) 図面が入札用の工事発注図面として、過不足なく作成されているか。

(7) 図面や内訳書で不整合はないか。

(8) 公共工事の積算方法に準じた、客観性のある積算により内訳書が作成されているか。

第4章 工事完了検査業務

1 完了検査の検査書類

「施設整備監査の手引き」第4章完了検査「1提出資料」及び「2準備資料」の必要書類

2 検査の種類と各検査の内容

(1) 完了検査として設計図書通りの目的物が完成した事を確認する現場検査

(2) 設計図書通りの仕様・数量を工事関係書類により確認する書類検査

【現場検査内容】

設計図書との照合及び変更箇所の照合を行い、目的物が関係規程に照らして適正となっているか及び設計図書と相違点がなく、適正に完成していることの確認を行う。

【書類検査内容】

(1) 工事代金内訳書の数量と施工数量（伝票、納品書等）とのチェックを行う。

(2) 検査書類により検証できない場合は、検査書類不備となり検査指摘事項とし、是正を指示する。

(3) 引き渡し図書等を特記仕様書のとおり作成しているか確認する。

(4) 設計変更で採用される単価は設計内訳書の単価ではなく、請負代金内訳書のものが使用されているか、注意する。

3 検査手順

(1) 受託者は、契約担当課より検査依頼書（様式1－2）を收受する。

(2) 受託者は、検査依頼書（様式1－2）の收受後速やかに、事業者と検査書類の持込み日及び完了検査の日程について調整する。

(3) 受託者は、事業者より完了検査の10日前までに、「施設整備監査の手引き」第4章完了検査「1提出資料」を受領し、設計図書通りの仕様・数量が現場で施工されていることを、検査書類により検証する。

(4) 完了検査は、事業者及び業務担当課が同席のもと、当該工事が実施された施設で（5）現場検査及び（6）書類検査を実施する。

受託者は、事業者又は工事監理者等より工事概要の説明を受ける。その際に、実施設計審査後に変更となった工事の内容については必ず説明を受ける。

検査の手順及び全体のタイムテーブルを説明し、事業者立会者には再度まとめの席上に参加を要請する。また、氏名、所属の確認のため「出席者名簿」の記入を依頼する。

（5）現場検査

工事監理者及び施工者の立会のもと、設計図書通りに目的物が完成しているかを確認する。変更工事がある場合は、変更工事に係る書類の通り目的物が完成しているかを確認する。なお、建築、機械設備及び電気設備の全ての内容について検査を実施する。

(6) 書類検査

「施設整備監査の手引き」第4章完了検査「2準備資料」が「4確認事項」に照らして、適当であるか検査を行う。

検査にあたっては、工事の変更の有無を確認し、変更している場合は、変更の内容が、第2章実施設計審査「4留意点」、「5確認項目」に照らして適正な内容となっているか、工事の施工結果と書類の内容に建築、設備の全ての項目について適合しているかを詳細に確認する。

(7) まとめ

検査立会者全員参加のうえ、確認を行う。

全体質問があれば質問を行い、共通認識を持つ。

手直し指示事項があれば指示を行う。

工事関係書類の保管が10年必要である旨を説明する。

(8) 全ての指摘事項のは正が確認できた場合、検査の終了とする。

(9) 検査結果通知書（様式2-1）、「施設整備監査の手引き」第2章実施設計審査「1提出資料」、同手引き第4章完了検査「1提出資料」、事業者に返却しなかった書類等を業務担当課へ提出する。

4 検査の視点

検査項目は次のとおりとする。

- (1) 現場が完成しているか。
- (2) 図面どおり現場が施工されているか。
- (3) 設計変更箇所はどこか。（金額の増減の処理は適正にされているか。）
書面の変更が適切に実施されているか。
- (4) 建物使用上、危険な部分、管理上不都合な部分はないか。
- (5) 必要な法手続きは行われたか。
- (6) 適切な施工が行われたか。

（工事執行体制・品質管理・工事監理・産業廃棄物等諸手続）

第5章 様式集
(様式1-1)

第 号
令和 年 月 日

(受託者)

横浜市こども青少年局監査課長

審査依頼書

民間保育所等工事検査業務委託契約に基づき、次の施設について実施設計の審査を依頼します。

- 1 審査対象施設
別紙「令和〇〇年度実施設計審査対象施設」のとおり
- 2 検査依頼内容
実施設計審査
- 3 検査完了希望日
対象施設ごとに調整します。

連絡先 こども青少年局監査課

(様式 1－2)

第 号
令和 年 月 日

(受 託 者)

横浜市こども青少年局監査課長

検査依頼書

民間保育所等工事検査業務委託契約に基づき、次の施設について工事の完了検査を依頼します。

1 検査対象施設

別紙「令和〇〇年度工事完了検査対象施設」のとおり

2 検査依頼内容

工事完了検査

3 検査完了希望日

対象施設ごとに調整します。

連絡先 こども青少年局監査課

(様式2－1)

令和 年 月 日

横浜市こども青少年局監査課長

(受 託 者)

審査結果通知書

民間保育所等工事検査業務委託契約に基づき、次の施設の実施設計審査の結果を通知します。

1 保育所名 _____

2 所在地 _____

3 法人名及び代表者名 _____

4 審査内容 _____

実施設計審査

5 審査完了日 _____

令和 年 月 日

6 審査結果 _____

(様式2－2)

令和 年 月 日

横浜市こども青少年局監査課長

(受 託 者)

検査結果通知書

民間保育所等工事検査業務委託契約に基づき、次の施設の工事完了検査の結果を通知します。

1 保育所名 _____

2 所在地 _____

3 法人名及び代表者名 _____

4 検査内容

工事完了検査

5 検査実施日

令和 年 月 日

6 検査結果